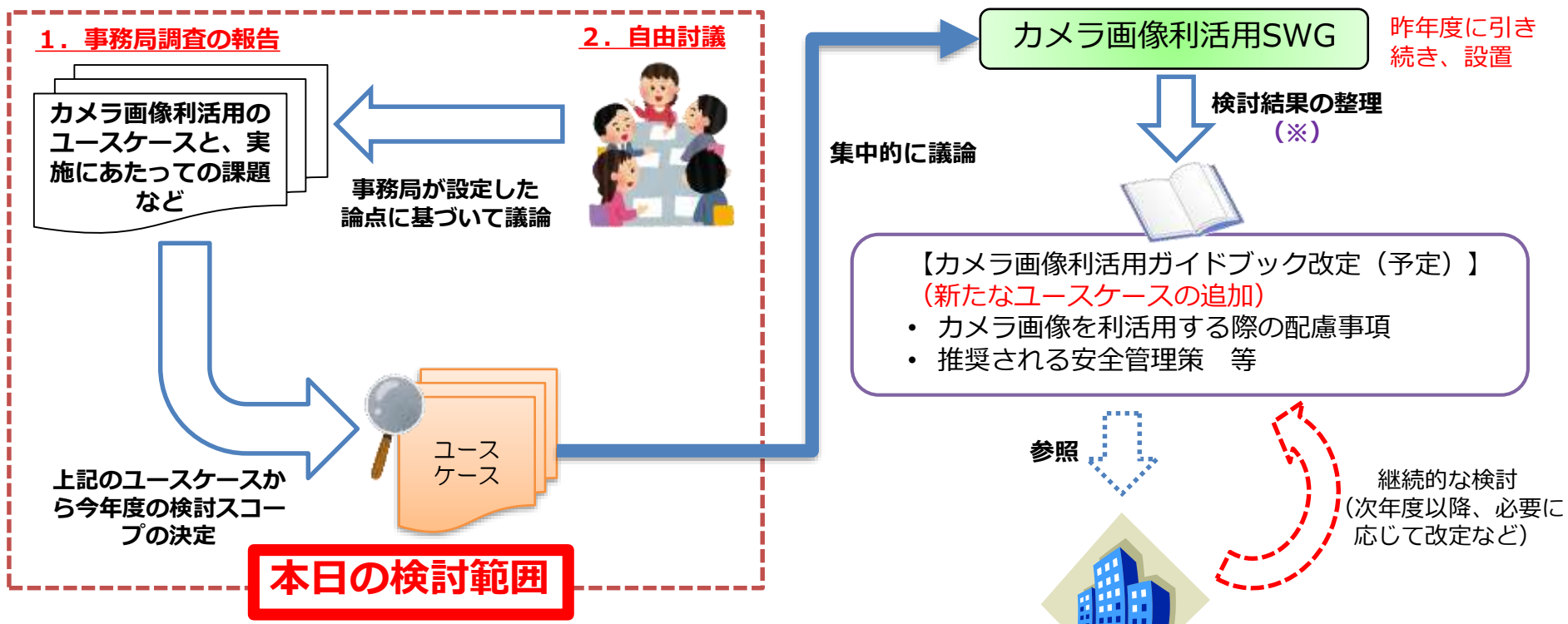


新たなカメラ画像利活用のニーズと 課題について

2017年8月21日

データ流通促進WG 事務局



(※) 検査結果の整理方法については、関係各所と調整のうえ、決定します。
 (ガイドブック改定版としてリリースするかどうか等を含む)

#	内容	該当資料
1. 事務局調査の報告	カメラ画像利活用について、事業者へのニーズ調査結果（ユースケース概要、及び実施にあたって悩んでいることなど）を報告します。	資料 3 - 1
2. 自由討議	上記「1.」に基づいて、自由討議を行います。また、議論した結果を基にして、今年度の検討スコープを設定します。 ✓ 設定した検討スコープについて、カメラ画像利活用SWGを設置し、年度内に集中的に議論する予定です。	資料 3 - 2

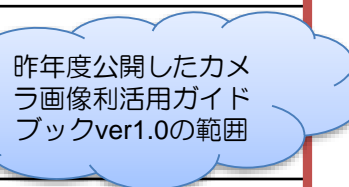
1. 事務局調査の報告

- カメラ画像利活用ガイドブックver1.0のリリース後、事業者の皆様からは改訂版に向けた検討（適用対象となるユースケースの追加など）を望む声が多く寄せられています。
- そこで今年度は、ニーズオリエンテッド（ユースケースオリエンテッド）に基づいて、検討のスコープを定めるために、事務局では、小売事業者等を対象にして、カメラ画像利活用についてのニーズについて調査し、論点整理をしました。

1. ヒアリング対象について（カメラの活用範囲）

- カメラ活用について、事業者が既に実施している（もしくは実施を検討している）ものについて、目的（防犯、商用、防災／公共など）や、活用形態（個人を特定しない活用、特定した活用）を問わずに、どのような活用にニーズがあるかユースケースヒアリングを実施。

#	個人を特定しない活用	個人を特定した活用
防犯目的		
商用目的	<ul style="list-style-type: none">人数カウント属性分析動線分析人流分析 など	
防災・公共目的		
その他		



どの部分に
ニーズがある
かを調査

2. ヒアリング先について（合計13社）

- 小売事業者
- ホームセンター
- 防犯サービス事業者
- カメラベンダー、ソリューション提供事業者 など

【ヒアリング結果】

- 既にサービス展開しているもの（一部、トライアルで実施も含）【P.4にサマリを記載】
- 現在、具体的に検討中のもの【P.8にサマリを記載】

事務局によるヒアリングの結果、防犯や安心安全目的での活用については、具体的なサービスとして展開（一部、トライアルで実施しているものを含む）している事例が出始めてきていることが明らかになりました。

◎既にサービス展開しているもの（一部、トライアルで実施しているものを含む）

ケース	目的	ニーズ	概要	詳細
①	防犯・安心安全利用	イベント事業者 など	<u>イベント開催時において、会場に設置した監視カメラ、警備員に装着したウェアラブルカメラ等でリアルタイムに映像を監視し、トラブル等の発生地点に迅速に駆けつける。</u>	P.5
②		商業施設、自治体 など	<u>複数の既存の監視カメラの録画映像から迷子や不審者などの特定人物をAIによって自動検出することで、目視による確認作業の軽減を実現する。</u>	P.6
③		小売事業者 など	<u>店舗管理端末に設置したカメラで従業員を認証し、端末の使用許可を行うことで、セキュリティ向上（ID・パスワードの盗難リスクの低減、なりすましによる不正利用防止など）を実現する。</u>	P.7

【概要】

- イベント開催時（ライブ、マラソン大会など）において、会場に設置したカメラや、警備員に装着したウェアラブルカメラ等でリアルタイムに映像を監視し、トラブル等の発生地点に迅速に駆けつける。

イベントの状況をリアルタイムに監視



【カメラから取得する情報】

- イベント開催時のリアルタイム映像

【カメラから取得した情報の扱い】

- リアルタイムな映像監視（一般的な防犯カメラの用途で映像は保存するが、保存した映像の解析等はない）



防犯センター
などでリアル
タイムにトラ
ブルの有無を
確認

【カメラ情報取得者（個人情報取扱事業者）】

- イベント事業者



通報・解決

【事業者が認識していること】

- 以下について対応しているが、他に配慮すべき事項等はあるか
 - イベント紹介用ホームページ等で、来場者への事前告知を行っている
 - 保存した映像は、他の用途では使用しない（安心安全を目的としたリアルタイム監視のみ）

【概要】

- ❑ 複数の既存の監視カメラの録画映像から、迷子や不審者などの特定人物をAI（ディープラーニング）によって自動検出し、結果をレポートする。
- ❑ 目視による見逃しを軽減するとともに、確認作業時間も1/4程度まで軽減。

【カメラから取得する情報】

- ❑ 特定したい人物の全身画像（顔画像から検索するのではなく、後ろ姿やモノクロ映像でも高い精度で人物の特定が可能）

【カメラから取得した情報の扱い】

- ❑ 顧客から預かった監視カメラ映像、及び特定人物画像は、分析レポート作成後に遅滞なく削除している

【カメラ情報取得者（個人情報取扱事業者）】

- ❑ 監視カメラ導入先（商業施設、自治体など）

【事業者が認識していること】

- 以下について対応しているが、他に配慮すべき事項等はあるか
 - 監視カメラの映像等は、防犯・安心安全以外の用途では使用しない



【概要】

- 店舗管理端末に設置したカメラで従業員を認証し、端末の使用許可を行うことで、セキュリティ向上（ID・パスワードの盗難リスクの低減、なりすましによる不正利用防止など）を実現している。

【カメラから取得する情報】

- 従業員の顔画像

【カメラから取得した情報の扱い】

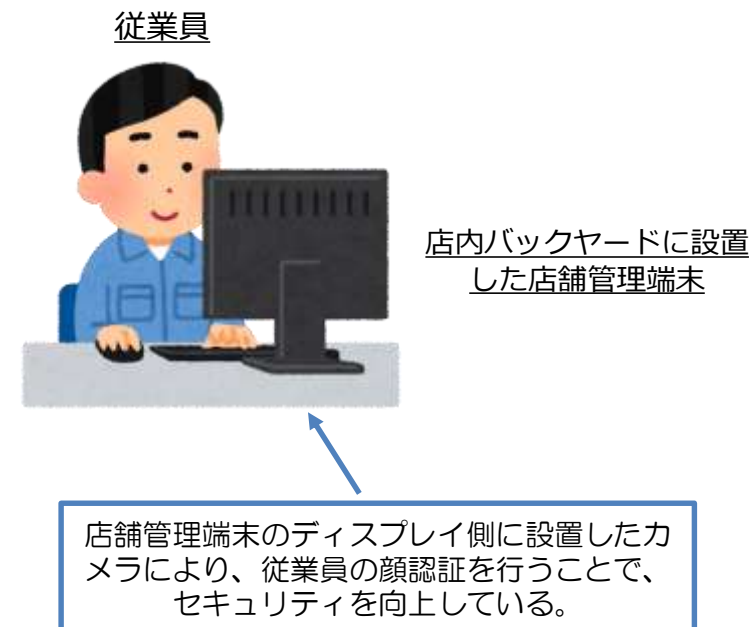
- 店舗管理端末の操作可否で使用（従業員の顔画像は、本人から同意を得たうえで取得・蓄積）

【カメラ情報取得者（個人情報取扱事業者）】

- チェーン本部

【事業者が認識していること】

- 以下について対応しているが、他に配慮すべき事項等はあるか
 - 従業員の顔画像は、本人から同意を得たうえで取得・蓄積している
 - 保存した画像は、他の用途では使用しない（店舗管理端末の操作可否のみ）



事務局によるヒアリングの結果、商用目的での活用については、個人を長期間にわたって認識・追跡する活用（個人情報としての扱い）について、ニーズが高い（具体的に検討している）ことが明らかになりました。

◎現在、具体的に検討中のもの

ケース	目的	ニーズ	概要	詳細
④	商用利用	小売事業者、ホームセンターなど	<u>同一店舗における来店者の情報（性別・年代（推定）、来訪頻度、店内の回遊状況、購買履歴等）を継続的に把握することにより、適切な品揃えや、レイアウト変更等に役立てることで、販売機会ロス、商品廃棄ロスの低減等を実現したい。</u>	P.9
⑤	商用利用	小売事業者、ホームセンターなど	ケース④について、 <u>複数店舗（チェーン店舗など）間で情報を紐づけて精緻に分析したい。</u>	P.10
⑥	商用利用	小売事業者、ホームセンターなど	ケース④や⑤について、 <u>会員情報等と紐づけて精緻に分析し、マーチャンダイジングや、VIP対応（お得意様へのクーポン配信など）等で活用したい。</u>	P.11

【ヒアリング結果】 ケース④の概要

【概要】

- 同一店舗における来店者の性別・年代（推定）、来訪頻度、店内の回遊状況、購買履歴等を継続的に把握することにより、適切なレイアウト変更、レジ待ち解消等に役立てることで、販売機会ロス、商品廃棄ロスの低減等を実現したい

【カメラから取得する情報】

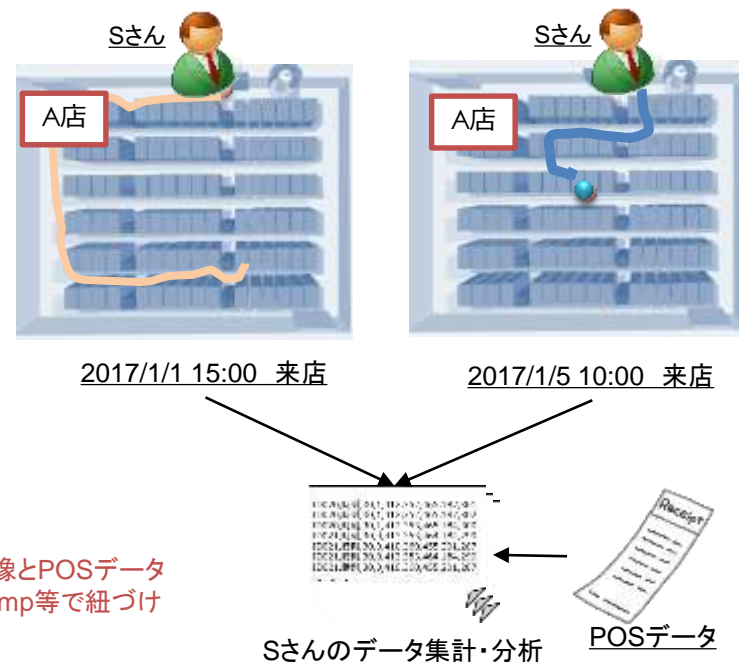
- 入店時に撮影した画像から顔特微量データを生成した後、画像は即時破棄する（顔特微量データは一定期間保存する）

【カメラから取得した情報の扱い】

- 自社内のみで活用（本人には戻さない、第三者提供しない）
- POSデータと紐づけて活用（会員情報は紐づけない）

【カメラ情報取得者（個人情報取扱事業者）】

- 直営店舗、もしくはチェーン本部を想定



【事業者が抱えている課題（悩んでいること）】

- 生活者に対しての告知・通知方法、内容
- 顔特微量データ（個人識別符号）を取得し、長期的に保存する際の配慮事項（適切な期間等を含）
- 生活者からの利用停止・開示・削除等の要求への対応方法
 - ✓ カメラ性能、被写体の角度等によって、100%の精度での同一人物の判定が困難である（識別率が100%ではない）ことを踏まえ、どのように対応すればよいか など
- 要配慮個人情報の該当可能性
 - ✓ 属性推定によって得られる情報の種類によっては、要配慮個人情報に該当するか（性別・年代であれば問題ない、という認識でよいか）
- プライバシーの観点からの配慮事項
 - ✓ 個人の追跡によるプライバシー保護等の観点から、具体的にどのような配慮をすればよいか など

【概要】

- ケース④を複数店舗間（チェーン店舗間など）で情報を紐づけて、精緻に分析したい

【カメラから取得する情報】

- ケース④と同じ

【カメラから取得した情報の扱い】

- 自社内での活用（本人には戻さない、第三者提供しない）
- 複数店舗のPOSデータと紐づけて活用（会員情報は紐づけない）

【カメラ情報取得者（個人情報取扱事業者）】

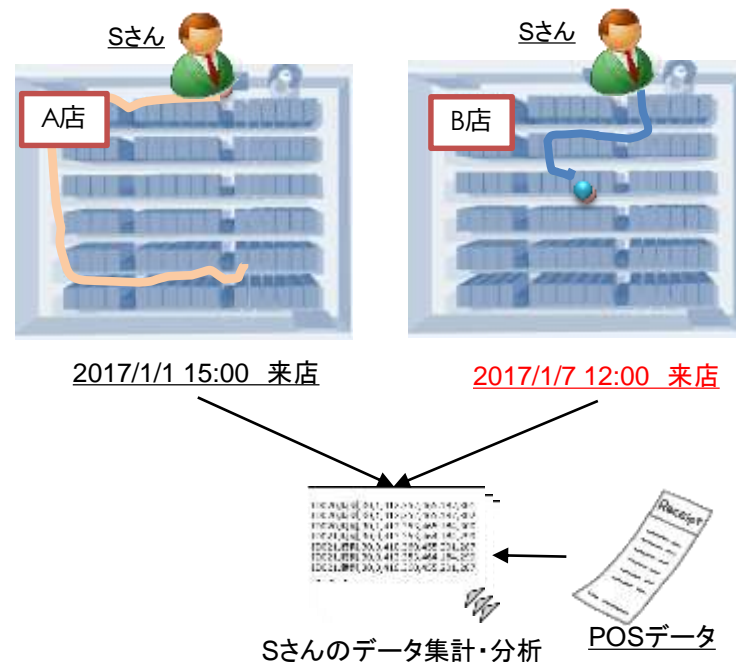
- チェーン本部を想定

【事業者が抱えている課題（悩んでいること）】

前頁のユースケース④の課題（1～5）に加え、

6. 店舗間データの共同利用等の該当可能性

- ✓ 店舗間のデータは、チェーン本部のみが扱うので共同利用等にはあたらない、という認識でよいか



【概要】

- ケース④や⑤について、会員情報等と紐づけて精緻に分析し、マーチャンダイジングや、VIP対応（お得意様へのクーポン配信など）等で活用したい

【カメラから取得する情報】

- ケース④と同じ

【カメラから取得した情報の扱い】

- 複数店舗のPOSデータ、及び会員情報と紐づけて活用（チェーン本部での活用、及びお得意様へクーポン配信するなど）

【カメラ情報取得者（個人情報取扱事業者）】

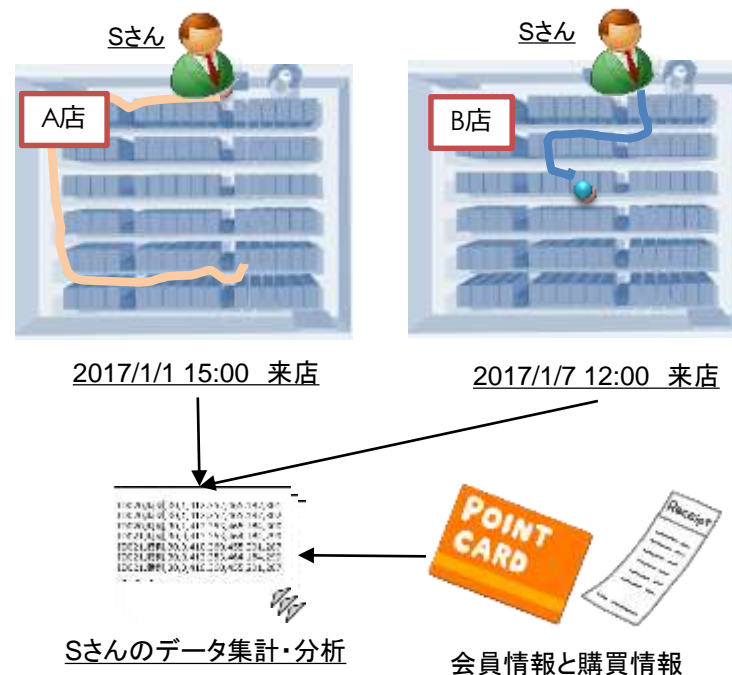
- チェーン本部を想定

【事業者が抱えている課題（悩んでいること）】

前頁のケース⑤の課題（1～6）に加え、

7. 生活者からの同意取得方法

- ✓ 会員カードとの紐づけについては、事前の本人同意を行えば問題ない、という認識でよいか（他にも配慮事項等はあるか）



1. 本ガイドブックの認知率を上げたい

- カメラ画像を活用したサービスについて、顧客から相談が寄せられる機会が多くなり、ソリューションとともに、本ガイドブックの紹介を行っている。
- 本ガイドブックは、まだ社会に認知・浸透されていないので、引き続き、産官が協力して普及啓蒙活動を実施していきたい。【カメラベンダー、ソリューション提供事業者など】

2. カメラのマルチユースについてわかりやすく記載してほしい

- 既設の防犯カメラを他の目的（マーケティング等）でも利用したいなどの相談が寄せられる機会が多くなった（そもそもカメラのマルチユースが可能なのか、なども含む）。本ガイドブックにも記載はあるが、よりわかりやすい記載を検討したい。【カメラベンダー、ソリューション提供事業者など】

3. カメラ以外のセンサーの扱いについても記載してほしい

- カメラ以外（赤外線センサーなど）からでも、来訪者のシルエット等から年代や性別等が推定できたり、歩容から個人が特定できると聞くので、カメラと他のセンサーを組み合わせた活用も検討している。
- 社会環境に設置されたセンサー全般から、取得される情報の種類毎に、個人情報やプライバシー情報等の該当性について明らかにしてほしい。【小売事業者など】

4. 生活者への通知方法について

- 本ガイドブックでは、生活者に対して、カメラの設置・利用等に関する通知文が例示されており、参考になるが、一目でわかるマーク（シール）のようなものを合わせて示してもらえると、事業者としては対応しやすい。【小売事業者など】